合併処理浄化槽への転換補助制度

市では、生活排水による河川等の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽に転換する人に対して、**予算の範囲内**で補助金を交付し、普及を図っています。

【令和８年度より設置費補助金額が変わります】

令和８年度より、水質汚濁が著しい月中川流域において合併処理浄化槽への転換を促進するため、設置費補助金額を増額します。**その他の地域にお住まいの人は、補助金額が下がります。ぜひ、令和７年度中の転換をご検討ください。**

◆令和８年度 補助金限度額

※表欄の金額は、上限額です。

	月中川流域	環境基準(BOD) 非達成の河川流域	水質が良い地域
設置費補助金額	550,000 円	350,000 円	150,000 円
処分費補助金額	単独処理浄化槽・汲み取り便槽を撤去・処分する費用として、 上記「設置費補助金額」に**上乗せ６万円**。別途、条件あり。		
配管費補助金額	宅地内配管工事に要する費用として、上記「設置費補助金額」に **上乗せ１５万円**。		
補 助 金 合 計	760,000 円	560,000 円	360,000 円

※人槽による区分はありません。

浄化槽設置整備事業補助金設置費補助区分(令和８年度)

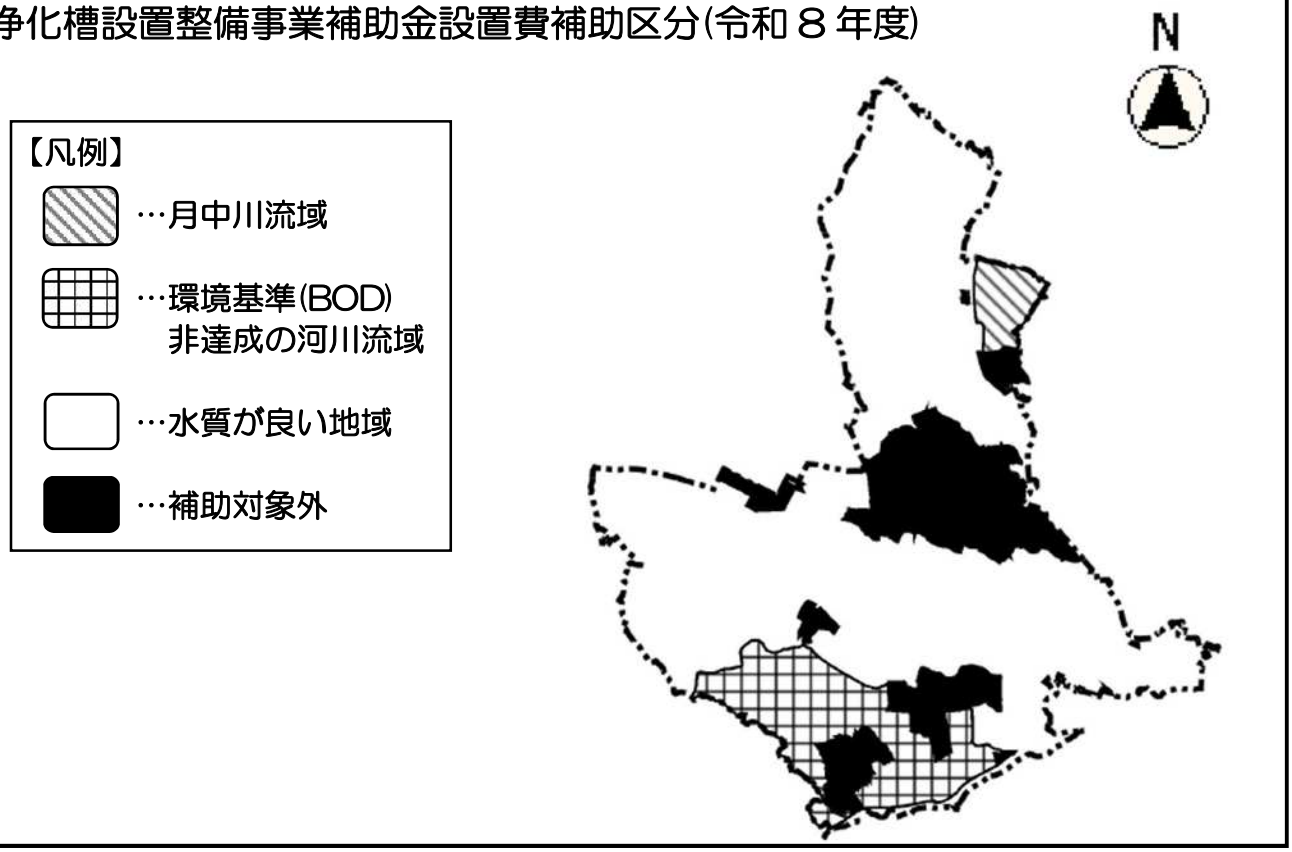

【令和７年度補助金限度額・補助制度の詳細は、次頁をお読みください】

【補助制度について】

１．令和７年度 補助金限度額

※表欄の金額は、上限額です。

人 槽	５人槽	７人槽	１０人槽
設置費補助金額	352,000 円	434,000 円	568,000 円
処分費補助金額	単独処理浄化槽・汲み取り便槽を撤去・処分する費用として、上記「設置費補助金額」に**上乗せ６万円**。別途、条件あり。		
配管費補助金額	宅地内配管工事に要する費用として、上記「設置費補助金額」に**上乗せ１５万円**。		
補 助 金 合 計	562,000 円	644,000 円	778,000 円

２．補助対象区域

市内の浄化槽処理促進区域（生活排水を集合的に処理する施設を有する区域を除く）

３．補助対象要件（平成 28 年度から新設に対する補助は廃止されています）

○ 既存の単独浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換工事（建築確認を伴わずに合併処理浄化槽へ入れ替える工事）であること。

○ 設置する浄化槽は、環境省が定める「環境配慮型浄化槽及び高度処理型浄化槽」の要件に該当すること。

○ 設置する浄化槽は、小型浄化槽（10 人槽以下）で、住宅（居住の用に供する建築物又は延床面積の２分の１以上を居住の用に供する建築物）に設置すること。ただし、販売又は賃貸を目的としているものは除く。

○ 放流先が確保され、放流先の管理者との協議が整っていること。放流先が確保できない場合は、別途協議が必要になります。

○ 過去に東松山市内で補助金の交付を受けて合併処理浄化槽を設置していないこと。

○ 東松山市の市税（市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税）に滞納がないこと。

※ 予算の範囲内で申請を受付します。

・年度内工事の**浄化槽設置届書**の受付は、**令和７年１２月２６日（金）まで**

・年度内工事の**浄化槽補助金申請書**の受付は、**令和８年　１月１５日（木）まで**

・**実績報告書**の提出は、補助事業完了後１ヶ月以内又は　**令和８年　３月１０日（火）まで**

４．設置工事

○ 浄化槽法第２１条・第３３条に基づき県知事の登録・届出をしている工事業者で、浄化槽法第２９条に基づく浄化槽設備士のもとで工事を実施してください。

○ **工事を始める前に申請が必要です。**申請受付後、現地の事前確認を行います。

詳細は、市ホームページをご確認ください。

https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/45/3583.html

市 HP

【お問い合わせ先】東松山市環境センター事務所

（市野川浄化センター管理棟２階（山崎町 22-1））

TEL 0493-24-2888

東松山市浄化槽設置整備事業補助金交付の流れ　（令和７年度）

０．浄化槽設置届出書提出（審査期間あり）

１．補助金交付申請

浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第１号）を浄化槽の工事前に**環境センター**に提出してください。

添付書類
- （１）審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- （２）設置場所の案内図（縮尺率１／２５００程度）、配置図及び平面図
- （３）浄化槽に関する調書及び浄化槽構造図の写し
- （４）登録証の写し（全国浄化槽促進市町村協議会の登録証の写し）及び登録浄化槽管理票(C票)
- （５）小型合併処理浄化槽機能保証制度による保証登録証
- （６）ブロワの消費電力を証明する書類の写し
- （７）設置工事見積書の写し
- （８）住宅を借りている者は、当該住宅の所有者の同意書
- （９）市税の納税証明書（市税が賦課されていない者は、**申告書（様式第２号）**）
- （10）市内に住所を有しない者で、東松山市の市税が賦課されていない者は、住民票及び**申告書（様式第２号）**
- （11）浄化槽設備士免状の写し
- （12）浄化槽工事業登録通知の写し又は特例浄化槽工事業者届出書の写し
- （13）その他市長が必要と認める書類

現地事前確認
（補助金申請前に着工していないかの確認）

２．補助金交付の可否

補助金交付決定者に、**浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第３号）**を送付します。
補助金不交付決定者には、**浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（様式第４号）**を送付します。

３．設置工事の開始

浄化槽法第２１条・第３３条に基づき県知事の登録・届出をしている工事業者で、浄化槽法第２９条に基づく浄化槽設備士のもとに工事を実施してください。

中間検査を実施します。

補助事業の内容を変更する場合、又は中止若しくは廃止しようとする場合は、**浄化槽設置整備事業変更承認申請書（様式第５号）**を提出してください。

４．設置工事完了

５．実績報告

補助事業完了後１ヶ月以内又は令和８年３月１０日（火）までのいずれか早い日までに**浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第７号）**を提出してください。

添付書類
- (1) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (3) 浄化槽法定検査依頼書の写し（７条検査及び１１条検査）
- (4) 浄化槽設置工事の明細書及び領収書の写し
- (5) 浄化槽設置工事の写真（放流先が土壌蒸発散処理施設の場合は、その工事写真も別途添付する）
- (6) 浄化槽施工チェックリスト
- (7) 誓約書（様式第８号）
- (8) 排水系統の完成平面図
- (9) その他市長が必要と認める書類

６．現地確認

市は、国庫補助指針に適合した工事施工が行われているか、また、補助金交付申請書及び実績報告書と現地の工事施工の整合がとれているか確認します。

７．補助金交付額確定通知

市は、実績報告書を審査し、**浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（様式第９号）**により通知します。

８．補助金交付請求

確定通知書受理後、**浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（様式第１０号）**を提出してください。

９．補助金の交付

市から申請者の指定した金融機関へ補助金を振込みます。

※　土壌蒸発散処理施設を設置する場合は、工事（補助申請）前に**土壌蒸発散処理施設設置届出書**を２部、東松山市環境センターへ提出してください。

【浄化槽の維持管理について】

1．法定検査（水質検査）の実施について

（1）浄化槽法第７条検査・・・設置された浄化槽が適正に施工され、機能しているかを確認する検査です。浄化槽の設置工事を行った後、浄化槽を使い始めて３か月を経過した日から５か月以内に行います。
（初回検査）

〔検査手数料〕　１３，０００円

（2）浄化槽法第 11 条検査・・・保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽から排出される処理水を検査し、機能が正常に発揮されているかを確認する検査で、年１回の受検が法律で義務付けられています。
（定期検査）

〔検査手数料〕　５，０００円

（3）埼玉県知事指定検査機関

名　　称	所　在　地	電 話 番 号
一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会	〒331-0804 さいたま市北区土呂町 1-50-4	048(778)8700

2．保守点検および清掃の実施について

（1）保 守 点 検

① 県知事に登録された保守点検業者に委託して実施してください。

② 費用は使用者の負担となり、処理人数や浄化槽の処理方法により異なります。

浄化槽の種類	処理対象人員	処理方式	分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式
合併処理浄化槽	２０人以下	４ヶ月に１回以上	

※点検の回数（通常の使用状態において最低限必要な点検回数）

（2）清　　掃（汚泥の引き抜き）

① １年に１回以上必要となります。

② 市の許可を受けている次の清掃業者に委託してください。
（地区による業者の指定はありません。）

名　　称	所　在　地	電 話 番 号
保　健　事　業　㈱	東松山市大字大谷1891-1	0493(36)2155
㈲　ウ　ェ　イ　ス　ト	東松山市大字東平209-23	0493(22)6311
㈲後藤衛生ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ東松山支店	東松山市大字石橋1657-5	0493(22)8951
㈱　加　藤　商　事	さいたま市西区中釘 2228-5	048(624)1611

③ 費用は使用者の負担となり、浄化槽の種類や大きさにより異なりますので、詳しくは清掃業者にお尋ねください。

※法律で浄化槽の『保守点検』と『清掃』の記録を３年間保存することと定められています。